

I・審議事項

- 1・暴力の定義<ガイドラインの作成>
- 2・暴力がおきた場合の対処、ペナルティー
誰が、どのような内容のものを…
- 3・暴力根絶の徹底
 - 1) 全理事の活用
 - ① 中学・高校・大学・実業団・警察の代表
 - ② 各ブロックの会長
 - ③ 各委員会
(広報・強化・教育普及・指導者育成P、他)
 - 2) 宣言文<広報委員会・総務委員会>
暴力根絶
 - 3) ポスター <広報委員会>
 - 4) シンポジウム<広報委員・総務委員・中体連・高体連・学柔連・講道館>
※大会前日、監督会議の前に
 - 5) 監督会議などでの話
 - 6) 議事録

II・報告事項

III・その他

- 1) 今後の会議日程
 - ◇4月15日(月) 19:30~22:00 講道館新館2階
 - ◇4月22日(月) 18:00~20:30 講道館新館2階
- 2) 5月・6月の会議日程(案)
 - ◇5月13日(月) 18:00~ 講道館新館2階
 - ◇5月20日(月) 18:00~ 講道館新館2階
 - ◇5月27日(月) 18:00~ 講道館新館2階
 - ◇6月 3日(月) 18:00~ 講道館新館2階

※全柔連会議スケジュール

- ◇4月27日(土) 臨時理事会
- ◇6月 5日(水) 専門委員長会議
- ◇6月11日(火) 理事会

柔道における体罰／暴力の根絶に向けたガイドライン作成のための前提

菊 幸一（筑波大学）

2013/4/15 会議資料

1 「学校教育法第 11 条」に基づくガイドライン—体罰の禁止、懲戒の認定

(1) 懲戒の定義

・懲戒…1) 退学（公立義務教育諸校を除く）、2) 停学（同左）、3) 訓告

・懲戒権の範囲

肉体的苦痛を与えない限りにおける、1) 注意、2) 叱責、3) 居残り、4) 別室指導、5) 起立、6) 宿題、7) 清掃、8) 学校当番の割当て、9) 文書指導、など

(2) 懲戒と体罰の区別

・とらえ方による違い

1) 個人的要因…被指導者（指導対象者）の年齢、健康、心身の発達状況

2) 環境的要因…場所、時間

・懲戒の態様

・個々の事案ごとに判断

・体罰の基本的認定＝身体的性質にかかわる懲戒

1) 身体に対する侵害（殴る、蹴る等）

2) 肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

(3) 正当防衛及び正当行為

・被指導者からの暴力行為に対する対抗（対応）措置

・他の被指導者から被指導者への暴力行為に対する対抗（対応）措置

(4) 体罰の参考事例

→ 1) 身体に対する侵害

・背中を足で踏みつける ・突き飛ばして転倒させる ・頬をつねる

・相手が腕を振り払ったことで、相手を平手で叩く、殴る

・相手が言うことを聞かなかったことで、相手にモノを投げる（当てる）

・指示に従わないことで、頬を殴打する。

→ 2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

・生理的苦痛を与えること（トイレの我慢）

・長く一室に閉じ込め、室外に出させないこと

・同一姿勢で苦痛を訴えても、そのままの姿勢を強制すること

2 柔道における体罰／暴力の考え方

(1) 基準（レベル）設定

1) 個人的レベル

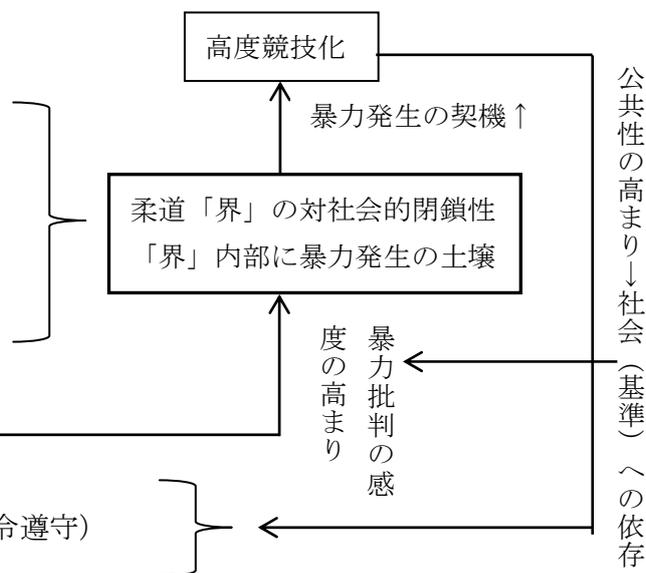
- ・愛着—威圧—苦痛—死
- ・自己防衛—自責—自死

2) 相互（集団）的レベル

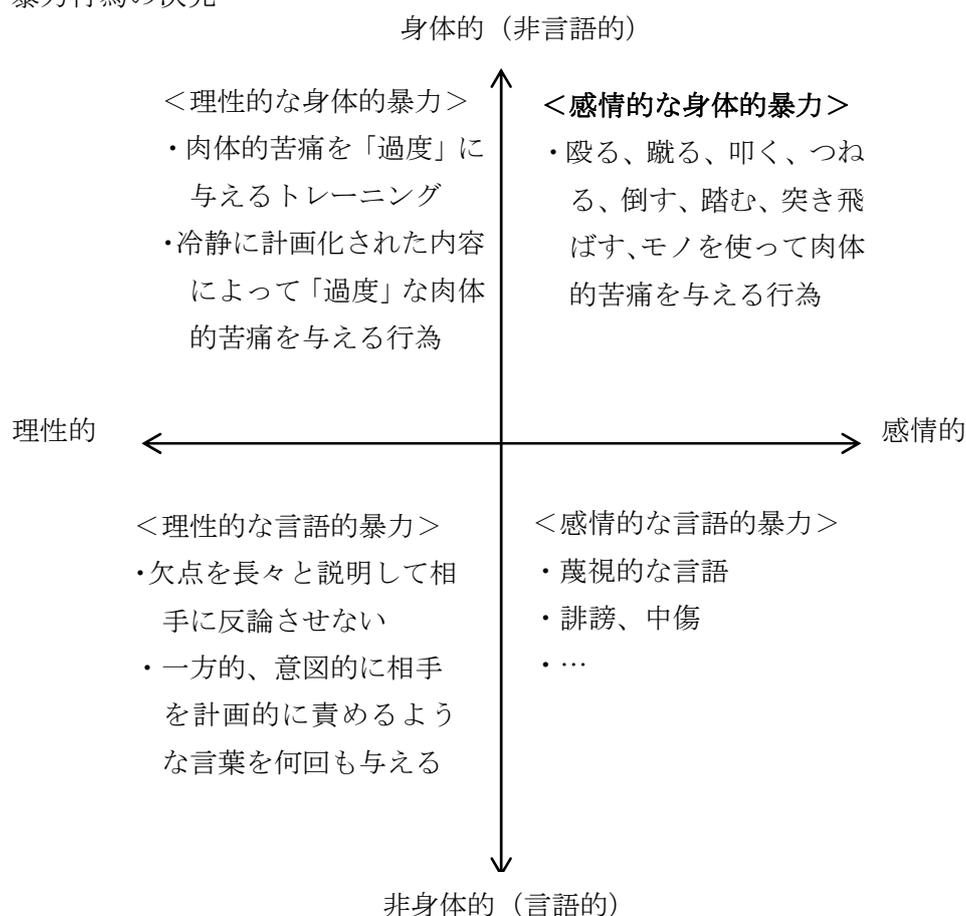
- ・閉鎖—隠蔽—了解
- ・帰属意識—凝集性—親密圏

3) 社会的レベル

- ・文明化、グローバル化
- ・公開性、コンプライアンス（法令遵守）
- ・複雑化、非暴力化



(2) 暴力行為 of 次元



(3) 場・面設定

- 1) 試合…対外試合（対抗戦、市・県・ブロック・全国・世界）
- 2) 練習…校内、合同、合宿、所属クラブ、世界
- 3) 練習以外…休憩時、部室、校内、所属クラブ内
- 4) 社会…法治国家、グローバルスタンダード

(4) 対象者

- 1) 指導者 → 被指導者
- 2) 被指導者 ⇔ 被指導者（先輩 → 後輩）
- 3) 被指導者 → 指導者

3 柔道における体罰／暴力行為（防止）の具体的ガイドライン

(1) 場・面設定と対象者のマトリックス

対象者 場・面	指導者 → 被指導者	被指導者 → 被指導者	被指導者 → 指導者
試合（場）	A		
練習（場）	B		
練習以外の場面	C		
社会	D		

(2) Aの具体的ガイドライン：非暴力モデル＝ラグビー型（すべてプレイヤーの自治）

- 1) 感情的な身体的暴力
- 2) 感情的な言語的暴力
- 3) 理性的な身体的暴力
- 4) 理性的な言語的暴力

(3) 体罰／暴力防止（回避＝頼らない）の指導の在り方の原則

- 1) 「肯定」に基づく指導…「今できる力」（長所）を認める → 適切な目標設定
- 2) 「言葉（言語）」 // …被指導者の知識・理解に基づく「自発性」の尊重

柔道界における暴力行為根絶のための指導ガイドライン（案）

友添秀則（早大）2013/4/15

1. ガイドライン作成の趣旨（目的及び役割）

この度の女子柔道の指導者による選手への暴力行為に関する一連の報道は、柔道界に対する国民や社会からの信頼を失墜させた。今、柔道の現場における暴力行為（体罰を含む）の根絶に向けた柔道界の決意を表明し、柔道界の信頼回復を図るとともに、指導者、選手、柔道団体及び柔道組織の各層の行動規範を明確にし、正しい柔道を誰もが豊かに享受できる環境の構築に向けて、ガイドラインを作成・公表し、広く柔道界に周知徹底を図る。

2. ガイドラインの内容（構成）の視点

【前文】

今回の女子柔道の指導者による選手への暴力行為が社会問題化していることに対応して、柔道界の現状と課題（問題点）について述べる。加えて暴力行為根絶に向けた決意を表明するとともに、ガイドラインを公表する意義について述べる。（下記は配慮事項）

①本来の柔道のあり方、意義、役割がここで述べられる。

（「柔道とは何か」の定義＝規準）

②今回の柔道の指導現場における暴力行為により、柔道界全体の信頼が損なわれたことなどの問題点について。

③今後の柔道界としての暴力行為根絶に向けたガイドラインを作成・公表する意義と決意を表明する。

【本体】

今後、柔道界の暴力行為根絶に向けて、柔道界として対応すべき事項や具体的な指導現場でのガイドラインについて、わかりやすく簡潔に述べる。

<内容構成の視点>

①柔道指導者が指導現場において留意・対応すべき事項（柔道指導者の行動規範）

- ・ i 試合場面・練習場面、ii クラブ・組織活動場面 iii 日常生活場面 の3層
- ・「厳しい指導」と「許されない指導」の境界線＝線引き
- ・インフォームド・コンセント（指導者の十分な説明と選手の合意・納得）概念の適用

②アスリート、選手、柔道を行う者が柔道活動場面等において配慮すべき事項（選手の行動規範）

- ・ i 試合場面・練習場面、ii クラブ・組織活動場面 iii 日常生活場面 の3層
- ・仲間や後輩への暴力抑止のための行動規範。指導者や先輩から暴力を受けた場合の行動

規範

- ・暴力行為を黙認、受容、容認しないための行動規範

③柔道団体及び組織として対応すべき事項（組織規範）

（全柔連・都道府県{市町村}柔連・実業団・大学・高体連・中体連・スポーツ少年団・道場の各レベル）

- ・団体組織のガバナンス（透明性、公平性）、コンプライアンス（法令遵守）の徹底
- ・リスクマネジメントの行動原則の明記

【後文】

ガイドラインに基づいて柔道界として暴力行為根絶に向けた決意を示す。さらに、今後、暴力根絶キャンペーン、研修会・講習会等の計画的・継続的な取り組みについての方向性を述べる。

- ・暴力根絶に向けた決意
- ・教育プログラムの策定 研修会・講習会等の計画的・継続的な取り組み
- ・指導者、選手向けの暴力根絶チェックリストの作成
- ・相談窓口の設置

3. 指導ガイドライン作成のために早急に必要なこと

①ガイドライン作成委員会の設置

②ガイドライン決定までの組織内手続き

③具体的な暴力行為事例の収集

アンケート作成→回収 分析（いつ・どこで・誰から・なぜ・どのような場面での感想）

④スポーツ指導場面における体罰・暴力行為の具体的判例の収集と確認

4. 備忘

ガイドラインの性格

ア案) 試合会場や道場に掲出して、試合や日常の練習機会にいつも目に触れるようにする。

文字量をできるだけ少なく。具体的な柔道現場の行動指針であり行動規範としての性格

イ案) 試合会場や道場に掲出するが、どちらかといえば憲章的な色彩の濃いもの。

柔道人の倫理的規範の色彩が強い。

*小学生が読んでわかるものにするのか。ガイドラインの対象範囲をどの程度とするのか。

資料（今後の作業のために）

①暴力の範囲

- a) なくる、ける、突き飛ばすなどの身体的制裁
- b) 言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧
- c) いじめや嫌がらせなどのハラスメント

②体罰禁止の法的根拠→学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③暴行罪（同法 208 条）と傷害罪（刑法 204 条）

暴行罪 暴行を加えた者が、人を傷害するに至らない場合

2 年以下の懲役もしくは 30 万円以下の罰金または拘留もしくは科料

傷害罪 他人の身体を傷害する罪。15 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

スポーツ指導場面での体罰・暴力行為に関する具体的判例の確認が必要
（専門家に依頼）

④学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例（文科省）

学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知 2 (1) の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬

を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。

・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。

・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

・ 放課後等に教室に残留させる。

・ 授業中、教室内に起立させる。

・ 学習課題や清掃活動を課す。

・ 学校当番を多く割り当てる。

・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。

・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。

・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

柔道指導における暴力根絶に向けて
－中学校部活動での暴力－

八王子市立第六中学校
田中 裕之

< 中学校での暴力 (=体罰) >

私が公立中学校に教諭として赴任した昭和55年、学校教育法で明確に禁止されていたにもかかわらず、体罰は指導の中で日常的に行われていました。

ある教員は「人は動物とは違う、恐怖で人を従わせるのは筋が違う、指導は言って聞かせるもの」という思いで、体罰を一切行いませんでした。その結果、生徒はその教員の指導は生ぬるいと捉えて指導に従わなくなり、学級崩壊状態となってしまいました。

翌年度、その教員も緊急に秩序を維持しなければならないと感じ、強圧的な体罰を行うようになり、秩序は急速に回復しました。しかし、そこで作り上げられた秩序は、生徒自らがよりよい集団を作り上げようという心を成長させたことによって生まれたものではなく、力と管理で強制された見かけの上だけの秩序でした。そのため、教員の目の届かない所では問題が多発しました。私は、管理と強制ましてや暴力 (=体罰) では生徒の心の成長は図れないと強く感じました。

過去に体罰の服務事故を調査した経験があります。体罰事故を起こした教員の多くには、①生活指導に熱心、②異動して1年未満、という共通点がありました。熱心な教員が異動間もない学校で、問題を見過ごさずに指導を行う→人間関係ができていないことから思ったように指導効果が上がらない→結果を急ぐあせりから感情的に手を上げてしまう、という構図が見えてきます。

つまり体罰とは、生徒と信頼関係が築けていない→話して分からせることができない→短絡的に結果を求める、という教員の指導の未熟さの象徴なのです。

体罰の効果は、即効性にあります。口頭で説得、指導するよりも短時間で効果をもたらします。但し、その効果は表面上のものであり、生徒の心の成長を図るものではありません。同時に指導に盲従する習慣が生まれ、生徒から考える心や能力を奪ってしまいます。

また、教員心理としては、通常の指導では生徒を指導しきれないあせりから起こす、感情的な暴力とすることができます。つまり、体罰は教員自身指導の未熟さの象徴に他なりません。

○体罰の効果→即効性→秩序維持

※教員と生徒の力関係 (上下関係) の差が基盤→力の弱い教員 (女性等) は行えない

○効果は表面的→生徒の心の成長を促さない→真の成長に結びつかない

→教員の影響力の範囲外では問題が発生→暴力に頼らざるを得ない指導の限界

◎体罰は教員の指導の未熟さの表れ

→信頼関係を築けない→口頭の指導では生徒を指導し切れないことから起こす暴力

< 部活動と暴力 >

全国大会への出場を争うようなチームを育てられるようになると、そのレベルの戦いでは、私とライバル校顧問の指導との差が顕著になってきました。試合で指示通りの動きができなかったり、たとえ勝ったとしても問題点があったりすると、多くの顧問は暴力 (=体罰) を行っていました。

私は、試合で指示通りの動きができなかったとしたら、その原因は生徒の未熟さにあるのではなく、

顧問の指導力不足にあると考えていました。恥ずかしくて試合中に選手を罵倒、叱咤することもできませんでした。なぜならば、その行為は試合前に選手をきちんと指導しきれなかった顧問の未熟さを露呈していることに他ならないと思っていましたから。

しかし結果という点からすれば、暴力の効果は大きなものがありました。多くの選手は暴力を振るわれることにより、殴られたくないという恐怖感から、指示通りに動かなければならないという意識を強めます。後ろから刃物をもった人に追いかけられればいやでも走って逃げざるを得ないように、選手は全力を出し切ろうとします。

一方、時には燃え尽き症候群も発生し、高校に進学すると柔道から遠ざかってしまう選手も少なからずいました。

また、暴力を行う顧問＝厳しい顧問＝選手を強くする良い顧問、という間違っただけの図式を思い描く顧問も存在し、周囲に蔓延する可能性も少なからずありました。

選手が自ら強くなることの必要性を感じて意欲を高めて稽古に邁進する姿勢を身につけさせることが本道と信じ、意識育成に全力を尽くしましたが、私の指導力では、中学校の3年間では体罰指導常習顧問(?)の結果を超えられなかった気がします。

部活動を行う目的は、心身の鍛練を基に個性と能力を伸長することにあります。しかし、暴力が横行すれば選手は本来の目的を見失い、「自分を成長させるため」ではなく「顧問に殴られないため」に活動するようになってしまいます。

暴力による効果は一時的です。選手の根源的な「強くなりたい、うまくなりたい」という意識の向上を図るものではありませんから、刺激(=暴力)に慣れてしまうとさらにその刺激を強めないと効果は持続しません。そこには、生徒自身が自分で考えて前へ進む機会は与えられず、成長は期待できません。

○暴力(=体罰)の効果

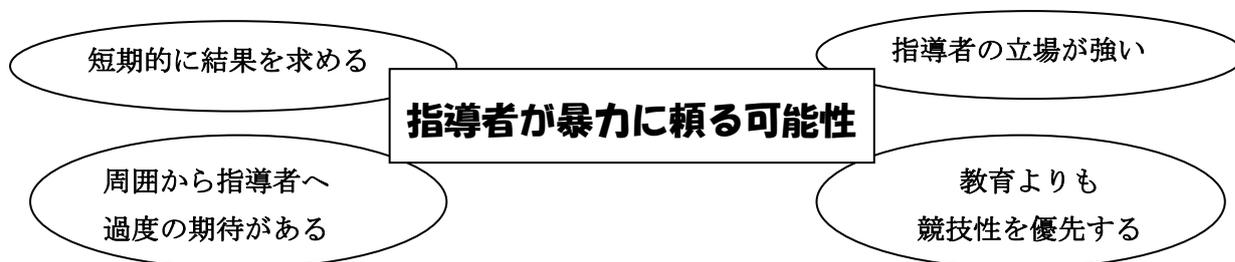
暴力を受けることへの恐怖→全力で稽古・競技→直近の試合での勝利

○暴力の弊害

考える習慣の喪失→稽古・修行する本来の意味からの乖離→燃え尽き症候群

教員・生徒双方の冷静さの喪失→他校の顧問への悪影響

<勝利至上主義と暴力>



暴力を行ってきた顧問が、全て暴力的傾向を有している訳ではありません。にもかかわらず、部活動で暴力が横行するのは、試合の勝敗と密接なかわりがあります。本来、選手の「強くなりたい」という向上心を刺激して、さまざまな指導を行いながら選手の競技意欲を喚起することが顧問の最大の務めである筈です。しかし、選手の意欲を高めることは容易ではありません。

暴力を行うことで選手は顧問の指示通りに動くようになります。一方、顧問の最終目的は選手を自分の意のままに動かすことではありません。その先にある、試合での勝利が重要な要素となってきます。

部活動の本来の目的は選手の個性と能力の伸長であり、教育としての意味合いが最優先されるべきです。競技性は副次的な要素である筈なのに、試合での勝利が主たる目的となってしまうと、短絡的に結果を求めるために暴力を横行させる素地を生みだします。勝利至上主義こそ暴力の温床です。

○暴力的傾向がなくても体罰

→暴力で容易に選手を管理→勝利を追求

<あるべき柔道部活動>

柔道はある意味痛みを伴う競技であり、一步間違えれば暴力と隣り合わせになってしまう側面を有しています。そのため、他競技と比較して暴力が起りやすい一面があるのも事実です。指導者は、心して指導を行う必要があります。

一方、柔道修行の目的は、嘉納師範の「精力善用、自他共栄」のお言葉を待つまでもなく、相手を尊重する礼の心を基盤として心身を鍛えながら、互いに高め合う人間を育成することにあります。それは、選手同士の関係だけでなく、選手と顧問の間でも確立されなければならない関係です。

顧問の役割は、選手の活動意欲を喚起するとともに、選手が自分の力で進んでいくための適切な指導を行うことです。これが実現すれば、選手は勝手に(?)強くなっていきます。それが本当の強さであり、部活動本来の目的です。顧問が強制的にルールを引いて走らせた結果の実績や強さは、選手の本当の成長には結びつきません。

○格闘技としての柔道

→暴力と背中合わせの危険性

○「精力善用、自他共栄」の体現

→選手の意欲を喚起し、主体性(選手が自分で進む力)を伸ばす指導

→顧問と選手が互いに高め合う関係作り→教育としての柔道

<暴力根絶を目指す取り組み>

○暴力を根絶するための方策

<短期的> 暴力行為の明確な禁止体制の構築

<中・長期的> 意識啓発のキャンペーンや決意表明等の啓発活動の推進

全ての指導者が襟を正し、心を一つにすることが求められています。柔道修行本来の目的を見誤ることなく「精力善用、自他共栄」の精神を体現することが、結果として暴力の根絶につながっていくと考えます。即ち、教育としての柔道を再確認し、礼の心の実践、勝利至上主義からの脱却等を推進することが急務と考えます。

○教育としての柔道

→礼の心の実践

→勝利至上主義からの脱却